



住民参画のまちづくり、着々と～NPO 法人愛福会～

和歌山市今福地区で、自分たちが住む住環境を少しでも良くしていくため、まちづくりに積極的に取り組んでいる「NPO 法人愛福会」があります。愛福会はまちづくりに活発的に参加することによって、安心・安全で、持続的に、地域を大切に住民が暮らす「まち」をめざして、様々な活動を展開しています。



まちを実際に歩いて気になるところをチェック

また、高齢化による空き家問題に対応するため、地区内の空き家の実態を調査し、対応を検討する事業も実施しており、いままも継続中です。

都市再生推進法人に指定

同会は和歌山市内の他の7団体とともに、行政と協働でまちづくりを進める県内初の「都市再生推進法人」に指定されました。この「都市再生推進

自治会の枠を超えてできることを

2013年6月、自治会単位ではできない多様な活動をするため、今福地区にある各種団体連絡協議会(16自治会と14の各種団体)の代表者などが集まり、NPO法人愛福会を立ち上げました。行政と一緒にまちの活性化を図る狙いもあったそうです。

設立当初は、まず今福地区を知る活動として、まちの歴史を知る「わかやま学」講座を開いたり、話しあえる場づくりとして茶菓子をはおぼりながら何でも話し合える「談笑会」を設けたりして、地域の住民に、地域に対してもっと興味を持ち、一緒に活動してもらえよう努力したといえます。

その後も住民が参加して、「自分の命は自分で守る」という考え

に基づき「命をつなぐ避難路」をテーマとした自治会単位での避難計画の作成や、まちづくりの一環として、下水道事業や都市計画道路、狭い道路の改善



住民のみなさんがワークショップで意見を出し合います

などについて和歌山市の事業担当課と協働で、住民参加の学習会やワークショップを開催し、和歌山市が実施する事業への企画提案などを積極的に展開しました。

法人の制度は、豊富な知識や経験を持つ民間の力をまちづくりに生かそうと国が2011年に始めた制度。市町村は各地域において都市再生整備計画を立て、区域内で公益性の高い活動をするNPO・まちづくり会社や一般社団法人等を指定します。

そして、指定団体は和歌山市が立てる都市再生整備計画の策定や見直しに参画し、提案できる権利が与えられます。

さらに、公共空間などを活用した活動がしやすくなるのに加え、行政が十分に生かされていなかった公共施設の活用と維持管理に関することが出来ます。自分たちが描くまちのビジョンを和歌山市と連携して形にできるのが特徴で、愛福会が認められた形です。愛福会では、指定を受けたことをきっかけに活動に参加する住民が増えたそうです。

現在は市の公園用地のなかで長年手づかすだった場所の利用を地域で話し合い、住民による地域づくりを進めたいそうです。

今後、愛福会をはじめとした都市再生推進法人が展開する、様々な創意工夫でまちを元気にしていく活動に期待したいですね。(KH)



市役所で行われた「都市再生推進法人」認定式

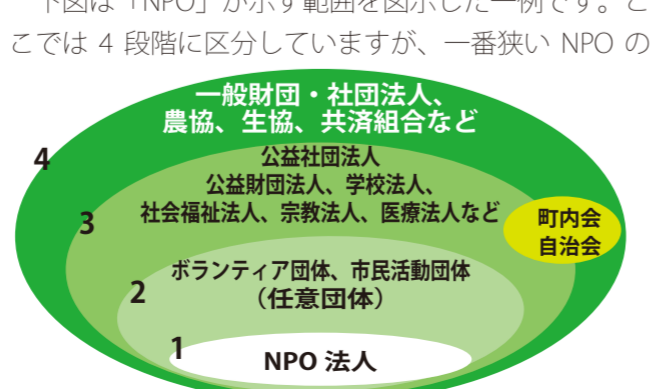
みんなでつくる情報板 わかやまイベントボード

- クリエイフェスタ 2018**
和歌山大学の学生によるソーラーカーやロボット、映像・ゲームなど未来の技術、地域活性化などの成果を発表。
日時 3月3日(土) 11:00～17:10
場所 イオンモール和歌山3F イオンホール
参加費 無料
問い合わせ 和歌山大学協働教育センター・クリエ (073-457-8504)
- フルーツかるた大会**
紀の川市で収穫できるフルーツの絵を描いた「大判のカルタ」を使ったカルタ大会です。ご家族や友人同士でいかがですか。
日時 3月17日(土) 9:00～12:00
場所 紀の川市体育館(紀の川市花野)
定員はありませんが、最少催行人数10名。小学生以上。
参加費 無料
持ち物 上履き、飲み物、タオル
問い合わせ・申し込み 紀の川市フルーツ・ツーリズム研究会 (080-3846-2218)
備考 ぶるぶるファンクラブ加入の方はプレゼント進呈。
- 実験で発見! 教室「さわらなのいに動かせる！」**
「圧力」について実験を通して学びます。
日時 3月17日(土) 9:40～11:10
場所 和歌山市子ども科学館
参加費 無料
定員 16名(要申し込み)
対象 小学3年生～中学3年生
申し込み 細野溪流キャンプ場 問い合わせ・申込み 子ども科学館 (073-432-0002)
- ロケットストーブを作ろう**
アウトドアだけでなく、災害時等にも役立つロケットストーブを作りませんか。作ったストーブでピザ焼きも。
日時 3月11日(日) 9:00～13:00
場所 細野溪流キャンプ場(紀の川市桃山町垣内)
定員 10組(要申し込み)
参加費 6,000円(材料費・保険料等込み、キャンプ場入場料1人300円が別途必要)
持ち物 軍手、飲み物、フライパン(20cm以上でふたつきのもの)、昼食
申し込み 細野溪流キャンプ場 (0736-67-0070)

1週間って知らない話 NPOの

第3回 NPOとは?③

NPO 法人(特定非営利活動法人)は、NPO 法(特定非営利活動促進法)に基づく認証を受けて、法務局に法人登記をおこなった団体、という法的定義がありますが、「NPO」という3文字で表される団体には法的な定義はないことはこれまでも触れてきました。では、NPOとは結局どのような団体なのでしょう。下図は「NPO」が示す範囲を図示した一例です。ここでは4段階に区分していますが、一番狭いNPOの



出典：和歌山県 NPO ガイドブック

定義は1番の「NPO 法人」。つまり法律に基づき設立された NPO 法人だけを取って「NPO」と考えるものです。その次に狭いのは2番の「ボランティア団体、市民活動団体(任意団体)」で、法人格を持たないものの、同じ目的を持って公益的な活動をおこなう団体が集まったグループ。

多くの場合、「NPO」は1番と2番を加えた範囲を指し、行政や企業、財団などが NPO 等を対象とした支援や事業をおこなう場合、多くは1番・2番を合わせた範囲に含まれる団体が対象となります。

NPO は民間による営利を目的としない組織ですので、社団法人・財団法人、社会福祉法人などの公益法人も広い意味では NPO の一部とされますし、出資金等が必要になるケースはありますが各種組合等も営利を目的をしているわけではありませんので、「広義の NPO」と位置づけられることもあります。

さらに、町内会や自治会なども、エリアは非常に限定的ですが、いずれも地域のためになることをおこなっていますので、民間による公益活動の担い手として NPO の一部に数えられることがあります。

そうしたことを考えると、NPO と一口にいっても人によってその捉え方は非常に幅広いといえます。

★ ★ ★
1番めと2番めのカテゴリに入る NPO 法人、ボランティア団体、市民活動団体の違いとはどういったもののでしょうか。

NPO 法人は法律に基づいた手続きを経た「法人」ですので、団体として人格を有し、団体として責任行為を果たすことができます。

一方、ボランティア団体や市民活動団体は法人格を持たないため「任意団体」とよばれ、責任行為を果たすのは団体の代表者個人となります。

一般に、ボランティア団体のなかで組織的・継続的な活動が展開できるようになった団体を「市民活動団体」と呼ぶことが多いのですが、何を以て組織的・継続的と呼ぶか明確な基準はありませんので、この項目は曖昧です。

【今回のポイント】

- ・「NPO」とひとくちにも明確な定義がないため、解釈は非常に幅広い
- ・「NPO 法人」は法的定義があるため明確に区分できるが、「ボランティア団体」「市民活動団体」等の任意団体は明確な区分はできない